

一般社団法人Y R P 研究開発推進協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Y R P 研究開発推進協会と称し、英文では、
Y R P R & D P r o m o t i o n C o m m i t t e e と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、情報通信技術の発展への貢献を目指し、横須賀リサーチパーク計画の推進と横須賀リサーチパークにおける研究開発諸事業の企画・推進を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 進出研究機関にとって魅力的な研究開発拠点の形成及び研究開発に関する総合的政策、具体的な事業計画の策定
- (2) 電波を発射して行う実験のための環境整備
- (3) 横須賀リサーチパークにおける研究開発に関する国内外の関係機関との連携・調整
- (4) 横須賀リサーチパーク計画推進のための企業誘致、広報等の諸事業
- (5) 横須賀リサーチパーク計画基盤整備事業環境影響予測評価書及び横須賀リサーチパーク実施計画に基づく進出機関との連携・調整
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に付帯する事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、次条の規定により会員になった法人又は個人
- (2) スタートアップ会員 設立時期等について理事会で定める基準を満たす法人であって、当法人の目的に賛同し、次条の規定により会員になった法人

(3) 特別会員 社員総会又は理事会において推薦され本人が会員になることを承諾した法人又は個人

(4) アカデミア会員 第41条で定めるアカデミア交流ネットワークに参加するために次条の規定により会員になった個人

2 その他会員に関する事項については、理事会で定める。

3 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 当法人の経費に充てるため、正会員及びスタートアップ会員は社員総会の決議によって別に定める会費を支払わなければならない。本条の会費は法人法第27条に規定する経費とする。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。

(1) 当法人の定款、規定又は社員総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 1年分以上会費を滞納したとき

(2) 議決権のあるすべての会員が同意したとき

(3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

2 会員が前二条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 会員が前二条及び第1項の規定によりその資格を喪失したときは、当該会員がそれまでに支払った金銭及びその他当法人に供与したものを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- (8) 理事会において、社員総会に付議すべきものと決議した事項

(開催)

第13条 当法人は、事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に定時社員総会を開催し、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 社員総会は、必要に応じて、テレビ会議又は電話会議の方法により開催することができる。

(招集)

第14条 社員総会は、法令又は別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会は法人法第39条の規定に基づき、書面又は電磁的方法により、招集通知を発するものとする。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長又は会長が指名した者が務める。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、各正会員が各1個を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正

会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面又は電磁的方法による表決者、若しくは表決の委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

(社員総会の報告の省略)

第20条 理事が、正会員全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項については社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人1名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員等の設置)

第22条 当法人に、役員として理事5名以上15名以内及び監事1名以上3名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって、法人法における代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事等の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、当法人の業務の執行に関する意思決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、この定款で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員等の報酬)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の規定に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の免除及び非業務執行理事等の責任の限度)

第29条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議によって、同法第111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、法人法第115条の規定により、非業務執行理事等(業務執

行理事及び当該法人の使用人を兼ねる理事を除くその他の理事、監事をいう。)との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額又は法令で定める額のいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問、アドバイザー)

第30条 当法人に、名誉会長、並びに若干名の顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 名誉会長、顧問及びアドバイザーは、理事会の決議によって選任する。

3 名誉会長は、会長に対し、意見を述べることができる。

4 顧問は、会長に対し、相談に応じ助言を行うことができる。

5 アドバイザーは、理事会に対し助言を行うことができる。

6 名誉会長、顧問及びアドバイザーは理事会の決議によって選任し、解任する。その処遇については理事会で決定する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集等)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

3 理事会は、必要に応じて、テレビ会議又は電話会議の方法により開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長の変更を決議した理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第7章 幹事会、協議会、アカデミア交流ネットワーク等

(幹事会)

第39条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として幹事会を置く。

2 幹事会は幹事をもって構成する。

3 幹事は、会員の中から理事会の決議によって会長が選任する。

4 幹事会の決議により幹事の中から代表幹事を選任する。

5 その他幹事会の運営に必要な事項は、幹事会の決議によって別に定める。

(協議会の設置)

第40条 当法人の事業運営に必要があるときは、理事会の決議によって1つ以上の協議会を置くことができる。

2 協議会は会員をもって構成し、協議会の組織、構成員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(アカデミア交流ネットワーク)

第41条 当法人にアカデミア交流ネットワークを置く。

2 アカデミア交流ネットワークは、構成員の持つ研究開発・教育に関するポテンシャルを生かし相互に連携を深めることにより、我が国のみならず世界的な電波・情報通信技術の発展に貢献する事業及び参加者の相互研究交流事業を行う。

3 アカデミア交流ネットワークは次の者で構成する。

(1) すべてのアカデミア会員

(2) 本ネットワークの趣旨に賛同するアカデミア会員を除く会員

4 アカデミア交流ネットワークに関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会によって別に定める。

(実験局運営会議)

第42条 当法人に、実験局運営会議を置く。

2 実験局運営会議は、電波を発射して行う実験、横須賀リサーチパーク内で運用される複数の実験局の運用調整を実施する。

3 実験局運営会議に関する事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び計算書類については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については定時社員総会においてその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については定時社員総会において承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び事業報告の附属明細書

(2) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 当法人は、剰余金及び残余財産の分配を行なわない。当法人は、各事業年度に生じた剰余金を次年度に繰り越すものとする。

第9章 基金

(基金の拠出等)

第46条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において定めるものとする。

第10章 事務局

(設置)

第47条 当法人に事務を処理するための事務局を理事会の承認を経て置くことができる。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置くことができる。

(人事、組織、及び運営)

第48条 事務局の人事、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(電磁的方法の定め)

第49条 この定款の電磁的方法に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更できる。

(解散)

第51条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第14章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。設立時社員はこの定款における正会員とみなす。

住 所 ○○○○

設立時社員 羽鳥光俊

住 所 ○○○○

設立時社員 甕昭男

(設立時の役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 上之段功、雄川一彦、門脇直人、加宅田忠、川俣幸宏、
河村厚男、富田二三彦、中島康之、丸山誠治、渡辺克也

設立時代表理事 渡辺克也

設立時監事 大久保明、浜口雅春

(設立時の役員の任期)

第57条 第26条の規定にかかわらず、設立時理事の理事及び設立時監事の監事としての任期は、当法人成立後2年以内に終了する最後の事業年度に係る定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の事業計画等)

第58条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第44条第1項の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。

(設立時の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から2021年3月31日までとする。

(会員の移行)

第60条 第6条の規定にかかわらず、2021年1月31日においてYRP研究開発推進協会（以下「任意団体」という。）の正会員、スタートアップ会員、特別会員及びアカデミア会員として会員名簿に記載されているものは、入会しない旨の意思表示を2021年1月30日までにしたものを除いて、それぞれ当法人の正会員、スタートアップ会員、特別会員及びア

カデミア会員としての資格を取得するものとする。

(設立時の会費)

第61条 第7条の規定にかかわらず、任意団体に2020年4月1日から2021年1月31日までの間に、2020年度の会費を納入したものは、2020年度の当法人の会費の支払いを要しない。

(設立時の協議会)

第62条 第40条の規定にかかわらず、任意団体に置かれたブロードバンドワイヤレスフォーラム及びワイヤレススマートユーティリティネットワーク利用促進協議会は協議会として当法人に置かれたものとする。

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人YRP研究開発推進協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2020年11月9日

設立時社員

羽鳥光俊

設立時社員

甕昭男